

エリートツリー選抜実施要領(案)

23 森林林育第〇号

平成24年〇月〇日

(目的)

第1条 精英樹の選出等については、精英樹選抜育種事業実施要領（昭和55年5月31日付け55林野造第82号 林野庁長官通知、以下「林野庁長官通知」という。）に基づき実施してきたところである。また、林木育種戦略（平成13年3月28日付け12林整研第2号 平成19年2月26日改正）においては、将来にわたって優良種苗を確保するため、成長や材質に優れた交配家系で構成される育種集団の中から、一層優れた特性を有する第2世代品種の選抜を継続的に実施することとされている。このため、第2世代以降の精英樹（以下、「エリートツリー」という。）の選抜方法について、以下の通り定める。

(対象樹種)

第2条 エリートツリー選抜対象樹種は、すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、からまつ、えぞまつ、とどまつとする。ただし、地域的な事情により必要と認められる場合には、これ以外の樹種についても行うことができる。

(選抜の目標と母集団)

第3条 エリートツリーの選抜は、各種の用材生産を目的として、成長の速いこと、単位面積当たりの材積収穫の多いこと等を選抜の目標とし、その地方の実情に応じて各種抵抗性や適応特性等を考慮するものとする。

2 エリートツリーは、林野庁長官通知に定める、精英樹の次代検定林を母集団として選抜する。

(特性調査)

第4条 エリートツリー選抜のための特性調査は、以下に示す項目で、原則として次代検定林に植栽され、なるべく10年生以上経過した実生後代を対象とする。

- 一 樹高及び胸高直径
- 二 樹種に応じて、試験地におけるその他林業上重要な特性

(選抜)

第5条 第4条の特性調査の結果から、樹高及び胸高直径について、選抜対象の試験地で上位に相当する個体から、両親の系統に偏りが無いよう勘案してエリートツリーの候補木として選抜する。

エリートツリーの候補木のうち、樹高及び胸高直径によって算出される材積から、選抜対象試験地の平均値 μ 及び標準偏差 σ を計算し、下記基準によりエリートツリーの候補木について5段階の評価を行う。評価値が4以上に相当するものを選抜する。さらに、幹の曲りや材の剛性に著しい欠点がないこと、病虫害に脆弱ではない

ことが認められること、すぎ・ひのきについては雄花着花量が多くないこと、その他特段の欠点のないことについて確認した上で選抜する。

評価値	特性値
5	$\mu + 1.5 \sigma$ 以上
4	$\mu + 0.5 \sigma$ 以上、 $\mu + 1.5 \sigma$ 未満
3	$\mu - 0.5 \sigma$ 以上、 $\mu + 0.5 \sigma$ 未満
2	$\mu - 1.5 \sigma$ 以上、 $\mu - 0.5 \sigma$ 未満
1	$\mu - 1.5 \sigma$ 未満

(エリートツリーの決定)

第6条 第2条から第5条の規程により選抜したものについて、独立行政法人森林総合研究所林木育種センター所長（以下「林木育種センター所長」という）は、関係機関と必要な連絡調整を行った上で、エリートツリーとして決定する。

(優良品種の指定)

第7条 林木育種センター所長は、エリートツリーのうち、次代検定林調査等により優れた性能が認められたものについては、林木の優良な新品種の開発にかかる評価を行う優良品種・技術評価委員会（独立行政法人森林総合研究所林木育種センター優良品種・技術評価委員会設置要領 平成21年5月13日付け21森林林育第37号 平成23年12月1日改正）の審査を経て、優良品種として指定する。

附則

- 1 この要領は、平成24年〇月〇日から施行する。
- 2 新たな科学的知見が得られた場合にはこの要領を変更することができる。